⑲　低入札価格調査制度調査対象工事の場合には、不当廉売の疑いがあるものとして公正取引委員会に報告することがある。

⑳　支払条件　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

㉑　競争参加資格に地域要件を設定している工事について、支店又は営業所（以下「支店等」という。）の資格で入札参加し、落札者となった場合、支店等の確認書類を契約締結時に提出すること。

なお、確認書類の詳細については入札説明書による。

また、建設業者においては、建設業法上、その営業所等ごとに専任の技術者を置くことになっており、工事の主任技術者等と原則兼務出来ないことに留意すること。

㉒　本工事は、入札手続きの適正化の更なる向上を図る目的として、開札後に総合評価項目に係る加算点を通知する試行工事である。

㉓　本案件は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

㉔　詳細は入札説明書による。

7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Isao Fukuda Director-General of Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Pavement of North side on Onomichi-Matsue-road Oo-yorogi-tunnel

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 6 October 2011

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system 10 : 30 A.M. 6 January 2012 (tenders brung with 10 : 30 A.M. 6 January 2012 or submitted by mail 10 : 30 A.M. 6 January 2012)

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs Department, Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 6―30, Kami-hacchobori, Nakaku, Hiroshima 〒730―8530 TEL 082―221―9231 Extension 2526

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年9月5日

（契約責任者）

西日本高速道路株式会社関西支社

支社長　芝村　善治

◎調達機関番号　419　◎所在地番号　27

○第25号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　新名神高速道路　下音羽川橋（ＰＣ上部工）工事（電子入札対象）

⑶　工事場所　自）大阪府茨木市大字下音羽
至）大阪府茨木市大字車作

⑷　工事内容　本工事は、新名神高速道路下音羽川橋（上下線）及び下音羽東橋（下り線）のＰＣ橋上部工工事である。

⑸　工事概算数量

①　延長　下音羽川橋（上り線）　347.0m
下音羽川橋（下り線）　370.5m
下音羽東橋（下り線）　106.0m

②　幅員　下音羽川橋（上り線）　10.51m
下音羽川橋（下り線）　10.51m
下音羽東橋（下り線）　10.51m

③　橋梁形式
下音羽川橋（上り線）　ＰＣ４径間連続波形鋼板ウェブ箱桁橋
下音羽川橋（下り線）　ＰＣ４径間連続波形鋼板ウェブ箱桁橋
下音羽東橋（下り線）　ＰＲＣ２径間連続ラーメン箱桁橋

⑹　工期　契約締結の翌日から1,020日間

⑺　本工事は、「企業の高度な技術力」として入札説明書に参考として示した図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）又はそのうちあらかじめ指定する部分（以下「標準案」という。）に係る社会的要請の高い課題についての施工上の工夫、具体的な施工計画その他の提案（以下「技術提案」という。）について記述した確認資料の提出を求め、入札価格とその他の技術的要素を総合的に評価した結果、西日本高速道路株式会社にとって最も有利な入札者を落札者とする総合評価落札方式の工事である。

⑻　本工事は資料の提出、入札等を原則として電子入札システムで行う電子入札対象工事である。なお、例外的に電子入札によりがたい者は、契約責任者の承諾を得て紙入札方式によることができる。

⑼　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

⑽　紙入札方式の場合⑼の単価表は原則として電磁的記録媒体（ＦＤ又はＣＤ－Ｒ）で提出するものとする。ただし、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の単価表を提出するものとする。

⑾　本工事は、総価単価契約の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、変更契約等における協議の円滑化を図るため、落札決定から契約締結までの間に発注者及び落札者が協議を行って、総価契約の内訳として項目ごとの金額（以下「単価」という。）を合意することとする。

総価単価契約の実施にあたっては、単価を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとするが、落札者が希望した場合及び協議開始から14日以内に単価個別合意方式による単価合意が成立しなかった場合は、単価を包括的に合意する方式（以下「単価包括合意方式」という。）により行うものとする。

2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札時に、平成23・24年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、「ＰＣ橋上部工工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,150点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,150点以上であること。）。又は、この条件を満たす２者で構成された共同企業体。

なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　平成８年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績は、西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注し、平成13年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下、「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、共同企業体の場合は構成員の全員が同実績を有すること。）

㋐　同種工事　片持ち張出し架設工法により架設した、最大支間長95m以上のＰＲＣ（ＰＣ含む）連続ラーメン箱桁橋の工事。（最大支間部を挟む両支点部が剛結構造であること。）

※エクストラドーズド橋は施工実績として認めるものとするが、斜張橋は認められない。

ただし、特定建設工事共同企業体にあっては、特定建設工事共同企業体を構成する代表者が㋐同種工事の施工実績を有し、特定建設工事共同企業体を構成する代表者以外の構成員は、㋐同種工事若しくは㋑同種工事の施工実績を有すること。